

2020年9月21日

九州電力株式会社

代表取締役社長 池辺和弘 様

一般社団法人グリーンコープでんき

代表理事 熊野千恵美



25日は場をもっていただけること、心よりお礼を申し上げます。

当日は限られた時間ですので、ご説明いただきたいこと、お話ししたいことについて、前もってメモにてお届けいたしておきます。

(1) まず次の基本点のご説明をお願いします。

- ① 7月17日に発電事業者として申請され、7月22日に承認された賠償負担金と廃炉円滑化負担金内容のご説明。
- ② 7月28日に送配電事業者として申請され、9月4日に認可を受けられ、10月1日より執行されることになる託送供給約款変更内容のご説明。
- ③ 今後の私たちへの請求、支払いのプロセスのご説明。

(2) 伴って下記の詳細点についてのご説明をお願いします。

＜賠償負担金に関して＞

- ① 本年10月1日以降、新しい託送料金となり私たちは賠償負担金をお支払いすることになりますが、それに伴って、現在電気料金原価として御社の電気利用者から徴収されて原子力損害賠償・廃炉等支援機構に納めている「一般負担金」のほうは今後も継続して徴収されるのですか。
- ② その徴収が続く場合、新たに託送料金に含めて徴収される「賠償負担金（＝一般負担金の過去分）」とあわせた額を支援機構に納めるようになるのですか。
- ③ 賠償負担金が沖縄エリアをのぞく全電気利用者から徴収されるようになりますが、そうした場合、賠償費用を負担する者として、私たちやその電気利用者が東京電力のおこなう賠償業務やあり方に意見をもったばあい、それを届けることは（どのように）できますか。

＜廃炉円滑化負担金に関して＞

- ① 7月17日に申請されたものは、2機（玄海1号機：2015年4月運転終了及び玄海2号機：2019年4月運転終了）が対象ということですか。また、玄海1号機は39年6ヶ月間、玄海2号機は38年間の運転をしたとのことですが、それぞれが想定していた運転期間を教えてください。
- ② 申請額（総額597億6930万円。内訳1「原子力特定資産簿価102億4766万円」「2原子力廃止関連仮勘定429億1567万円」「3発電施設解体の要引当額66億596万円」の内訳三つの内容をそれぞれ教えていただけますか。また総額も内訳（1、2、3の）額も合計額ですが、対象が2機ということであれば、玄海1号機と2号機ごとの額を教えてください（関西電力からは教えていただきました）。
- ③ 内訳2「原子力廃止関連仮勘定429億1567万円」が多額で、他社を調べ

たところ、たとえば中国電力（島根1号）ではこの内訳2は0円なのですが、こうした違いはどうして生じるのですか。御社が2017年に発表された資料でも、たとえば「玄海1号機は廃炉費用の総見積額365億円に対して、約338億円（93%）を引き当て済み。未引当分（27億円）について、今後約8年間（～2025年1月）で、全額引き当て予定」とされており（注：2017年5月8日御社の「経営概況説明会」資料7pです。）、また当時そうした報道もされ、私たちとしては廃炉円滑化負担金額の規模感はどうしたのですかと経済産業省にも尋ねていた経緯があり、今回御社が申請された廃炉円滑化負担金額の大きさに少し驚いている状態で、そのときの発表額との違いもあわせて説明いただけますか。

- ④ 九州電力送配電では、廃炉円滑化負担金総額のうち31.8%が7月28日に申請された託送供給約款変更の額となっています。この割合が各社によって（20%～37%の幅で）開きがありました。そうした開きの理由はなんですか。
- ⑤ 本年10月1日以降、九州電力送配電が私たち等から徴収した廃炉円滑化負担金はその後九州電力（発電事業者）に渡されるのだと思いますが、それから先はどうなるのですか。
- ⑥ ところで、9月11日に関西電力（発電事業者）は10月1日以降の電気料金を「電気料金原価に含まれる廃炉関連費用（廃炉円滑化負担金相当）の減額を反映して値下げする」と発表していますが、九州電力でも同じようになるのですか。

<全体として>

- ① 7月28日に申請された託送供給約款では「値上相当分の適用を1年後倒しする」となっていますが、そうすることは7月22日に経済産業大臣から届いた通知にもとづくと関西電力送配電からは聞いていますが、そのとおりですか。
- ② 9月4日にその認可を受けられていますが、その認可書はホームページ等で拝見できるのですか。また、10月1日から適用される新しい託送供給約款は私たち等に届けられるのですか。値上となるので、どのように周知されるのかという意味でお聞きしています。
- ③ 今回の約款変更での託送料金変動額の内容として、一方で「使用済燃料再処理等既発電費の徴収が終わること」と、他方で「賠償負担金と廃炉円滑化負担金が新たに徴収となること」が記されています。総じて、賠償負担金と廃炉円滑化負担金の上乗せがなかったら、今年9月末に使用済燃料再処理等既発電費の徴収がなくなることによって託送料金は値下となっていたところが、2つの負担金によって逆に値上となり、その値上分は1年間だけ上げません、という理解でよいですか。
- ④ 今回託送料金原価として徴収が終わるとされる使用済燃料再処理等既発電費ですが、これはいわゆる「過去分」として15年前に法律で決まって徴収されてきたものと理解しています。経済産業省にその総額とこれまでの徴収額をお聞きしたところ、総額は1兆3000億円で、この14年間で1兆円を徴収していると教えていただきました。割合からいえば、残る3000億円を今年1年で徴収を終えられそうな数値でないように思えます（3000億円は総額の5分の1より多いのですが、それを15分の1である1年間で徴収しきれるのか）。九州電力

送配電のばあい、その徴収は全額終わることになるのですか？

- ⑤ 認可された託送供給約款変更申請書中「変更を必要とする理由」の後段部分に記載されている「特に、……コロナウイルス感染症の影響により、小売電気料金の支払いに困難な事情がある方の置かれた状況に配慮する観点から、小売電気料金の一部を構成する託送料金に関し、現行託送料金からの引上げ相当分（電気事業法施行規則第45条の21の5第1項にもとづき回収する廃炉円滑化負担金の変動額をもとにしたものに限る。）の適用期間の始期および終期を1年間延期する」部分のうち、下線をひいた箇所の意味がわからないので説明くださいますか。賠償負担金は全額を徴収する、廃炉円滑化負担金は現行より値上となる分の額をさしひいて徴収するような理解でよいですか。
- ⑥ 同じく申請書中「特別変動額総括表」欄外に記載されている対象期間が「平成25（2013）年4月から28（2016）年3月の算定」となっていますが、ここが東京電力では「平成24（2012）年から26（2015）年」、中国電力では「平成28（2016）年から31（2019）年」となっていて、会社によって算定の対象期間が違うのはどうしてですか？
- ⑦ 10月1日以降、私たちへの託送料金請求にあたって、その明細か何かで「賠償負担金と廃炉円滑化負担金が増加になる」、「使用済燃料再処理等既発電費が無くなる」、「現行より値上となる分の適用は来年10月からになる」等のことは明記されるのですか？

（3）説明を受けてのお願い

私たちは、原発の廃炉や事故賠償は原発を使って事業をした九州電力や東京電力が費用を出してやるのが社会通念で、それを原発を使わないグリーンコープでんきの利用者が負担するのは不当なので思い止まってくださるよう要請しています。なにとぞ、それに耳を傾けてくれることを願っております。

以上